

社会福祉法人東温市社会福祉協議会

第2期一般事業主行動計画

東温市社会福祉協議会は、職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、「一般事業主行動計画」を策定したので、次のとおり公表します。

1 計画期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間

2 内容

目標1 育児介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知を行う。

<対策>

- ・平成27年 4月～ 各種制度について休憩室内の掲示や文書回覧等を利用して職員への周知を行う。

目標2 所定外労働時間削減のため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- ・平成27年 4月～ 毎週水曜日をノー残業デーに設定し、実施する。
職員に対して全体研修を利用して周知を図る。
実施状況を確認し、継続的な周知促進を図る。

目標3 子どもが生まれる際の父親の休暇の取得の促進。

<対策>

- ・平成27年 4月～ 職員に対して全体研修を利用して周知を図る。

目標4 有給休暇の取得の促進。

<対策>

- ・平成27年 4月～ 自分及び家族の誕生日、結婚記念日等に合わせ有給休暇を年間5日間計画し取得する。
職員に対して文書回覧し、有給休暇取得の計画表を作成する。